

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

北朝鮮は、8月29日に北海道上空を通過する弾道ミサイルを発射し、襟裳岬東方の北太平洋上に落下した。

また、9月3日には過去最大規模の核実験を強行し、大陸間弾道ミサイル搭載用の水爆実験に完全に成功したと発表した。

国連の安全保障理事会は9月11日に追加制裁決議を全会一致で採択し、国際社会が結束して一段と強い圧力をかける姿勢を示したが、北朝鮮は9月15日に、再び我が国上空を通過する弾道ミサイルを発射した。

北朝鮮の一連の行為は、累次の国連安全保障理事会決議等に明白に違反するものであり、国際的な核軍縮・核不拡散体制に対する重大な挑戦であるとともに我が国を含む地域の安全に対する、重大かつ差し迫った新たな段階の脅威であり、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し厳重に抗議し強く非難するとともに、弾道ミサイル及び核実験による更なる挑発行為を行わないよう強く求める。

政府においては、北朝鮮に対し国連安全保障理事会決議に基づく制裁措置の完全履行と米国、韓国に加えて中国、ロシアを始めとする国際社会と連携した更なる外交努力により、核・ミサイル並びに拉致問題の包括的な解決に向け必要なあらゆる措置を講ずるとともに、国民の安全と安心の確保に万全を期すことを強く求める。

以上、決議する。

平成29年10月6日

鹿 児 島 県 議 会